

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年8月10日（令和4年（行情）諮問第462号）

答申日：令和5年10月30日（令和5年度（行情）答申第413号）

事件名：世界遺産登録等に向けたタスクフォースに関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる2文書（以下、順に「文書2」及び「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月8日付け閣副第388号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

決定通知書第2項記載の各不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨に突いて

本件は、審査請求人が行った別紙の1に掲げる文書の開示請求に対して、法9条1項の規定に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から行政文書一部開示決定の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

政府は、令和4年2月1日に「佐渡島の金山」を世界文化遺産の候補として国連教育科学文化機関へ推薦したことに関連して、同日、世界遺産登録等に向けたタスクフォース第1回会合（以下「本会合」という。）を開催した。本件対象文書は、本会合に関連して作成又は取得した行政文書である。

3 原処分の妥当性について

本件対象文書において不開示とした箇所は、本会合での参加者間の検討内容を類推できる議題及びフォローアップ事項が記載されているところ、その詳細を公にした場合には、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に関する他国若しくは国際機関との国際交渉上に影響が及ぶおそれや、参加者

間の率直な意見の交換が不当に損なわれたり、検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれたりするおそれがある。

このため、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、当該文書の一部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書について、「決定通知書第2項記載の各不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。」との理由で、原処分を取消しを求めている。

しかしながら、処分庁としては、上記3に記載のとおり、不開示部分はいずれも法5条3号及び5号に該当すると考えており、審査請求人の主張は当たらない。

以上から、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条3号及び5号に該当するとしてその一部を不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和4年8月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月9日 | 審議 |
| ④ | 令和5年9月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は別紙の2に掲げる2文書である。

処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本会合は、①「佐渡島の金山」のユネスコ世界遺産（以下「世界遺産」という。）の登録実現等に向け、歴史的経緯を含め様々な議論に対応するための政府横断的取組を強化すること、②国際社会において、客

観的事実に基づく正しい歴史認識が形成され、我が国の基本的立場やこれまでの取組に対して正当な評価を受けるため、また、いわれなき中傷には毅然として対応するために、関係省庁の間の情報共有を図るとともに、政府一体となって、発信の在り方を含め、効果的な対応の検討を行うこと、との目的で開催されたものである。当該部分には、「佐渡島の金山」の世界遺産の登録実現に関する我が国の検討事項や、具体的な対応が記されているところ、当該部分を開示することは、我が国の対外的な個別の対応等を示すこととなり、他国若しくは国際機関との交渉上、我が国が不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

- (2) 別表に掲げる部分を除く不開示部分には、「佐渡島の金山」の世界遺産登録に向けて政府が留意している事項及び政府が検討している対応策について、具体的かつ広範に記載されていることが認められる。当該部分は、これを公にすれば、「佐渡島の金山」の世界遺産登録に向けた我が国の動向の方向性が明らかとなり、「佐渡島の金山」の世界遺産登録に向けた政府の取組を阻害するおそれがある旨の上記(1)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国若しくは国際機関との交渉上、我が国が不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表に掲げる部分については、今後の作業・取組に関し容易に推測できる内容が概括的に記載されているにすぎず、これを公にしたとしても、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ、政府部内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないので、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1

首相官邸のWebサイト中の「令和4年2月2日（水）午前 令和4年官房長官記者会見 ニュース 首相官邸ホームページ」と題するページ（URL省略）において公開されている動画によれば，松野博一内閣官房長官は令和4年2月2日午前に行われた記者会見において，日本国政府が「佐渡島の金山」を世界文化遺産の候補として国連教育科学文化機関へ推薦したことに関連して，「昨夜夕方，滝崎内閣官房副長官補のもと，世界遺産登録等に向けたタスクフォース第1回会合が開催され，内閣官房，外務省，文部科学省等から局長級が出席をしました」と発言したところであるが，前記内閣官房長官発言において言及されたタスクフォース第1回会合に関連して作成又は取得した行政文書すべて。

上記行政文書の例として，

- ① 会合出席者の氏名および役職が記載された行政文書
- ② 会合が開催された日時が記載された行政文書
- ③ 会合が開催された場所が記載された行政文書
- ④ 会合の日程調整に関する行政文書
- ⑤ 議事録議事概要議事メモなど，会合における発言者および発言内容の一部又は全部が記載された行政文書
- ⑥ 会合において配布された行政文書，及び配布することを目的として作成された行政

なお，以上の記述はあくまでも例示であり，請求対象を前記①ないし⑥に限定する趣旨ではない。

2 本件対象文書

文書2 第一回世界遺産登録等に向けたタスクフォース（議題）

文書9 第一回タスクフォースを受けたフォローアップ事項

※ 文書番号は，原処分に係る行政文書開示決定等通知書の番号に合わせたものである。

別表

| 文書番号 | 開示すべき部分 |
|------|-----------------|
| 文書 2 | 上から 8 行目及び 9 行目 |
| 文書 9 | 下から 2 行目 |